

教育長	教育部長	課長	指導主事	課長補佐	主査	係	保存区分
							永・10 5・1

平成23年大口町教育委員会 8月定例会議

平成23年 8月24日

午前 9時30分 開 議

大口町中央公民館 2階 C会議室

議事日程

日程第1 委員長報告

日程第2 教育長報告

日程第3 議事録署名者の指名

日程第4 議 題

議案第39号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

議案第40号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

認定第6号 平成23年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

日程第5 協議事項

- (1) 大口町教育委員会外部評価委員会報告を受けて
- (2) 大口町教育委員会後援名義使用許可方法の見直しについて
- (3) 大口町立学校施設開放に関する規則について
- (4) 教科センター方式について
- (5) その他

日程第6 連絡事項

- (1) 行事予定について

日程第7 その他

出席委員

委員 長 丹羽孝子
委員 吉田哲也

職務代理者 服部真由美
委員 丹羽茂文

説明のため出席した者

教 育 長 長屋孝成
学校教育課長 竹本均
町立図書館長兼
歴史民俗資料館長 熊崎哲也
学校教育課補佐 小島金彦

生涯教育部長 近藤孝文
参事兼
生涯学習課長 松浦文雄
指導主事 岩田晃典

◎開会

○近藤生涯教育部長 おはようございます。

定刻前ですけど、皆さんおそろいですので、教育委員会8月定例会議を始めさせていただきます。

開会に当たりまして、丹羽孝子委員長より御報告をお願いいたします。

◎日程第1 委員長報告

○丹羽委員長 改めまして、皆さんおはようございます。

長い夏休みも、もうあとわずかになりました。いろいろな行事も無事終わったようで、よかったですと思います。9月に入りましたら、また中学生の修学旅行が始まりますので、無事に帰ってきていただきたいと思います。体育祭と続きますので、けがのないようによろしくお願いいたします。

座らせていただいて、報告させていただきます。

報告としてはあまりありませんが、8月22日9時から非核平和推進事業が行われました。その中で、中学生の広島派遣報告もありました。子供たちは、自分の考えをきちんと伝えて発表できたかと思います。

私からの報告からは以上です。

教育長先生、お願いいたします。

◎日程第2 教育長報告

○近藤生涯教育部長 ありがとうございます。

続きまして、長屋教育長から御報告いたします。

○長屋教育長 改めまして、おはようございます。

夏休み中、7月以降の件であります。8月5日から6日、今委員長さんの方から話もありましたが、広島派遣に中学生14名が出かけまして、22日に平和記念式典でその報告会がありました。本当に大変な2日間、一生懸命勉強をやってきた成果というものを町内の多くの方に広報してくれて、大変よかったなということを思っております。

それから、8月15日からは海外派遣ということで、これも教育委員会の業務ではありませんが、中学生がマレーシア・シンガポールへ行って、無事21日に帰ってきたという報告を受けております。

それから、最近、夏休み中の報告事項であります。22日に南小学校から、小5の女兒が、土曜日に、車と接触をしたという事故の報告がありました。病院へ行った結果、事なきを得て

いるという報告を受けております。

それから、中学生のスポーツに関する各種大会がありまして、大変活躍をしております。中でも、陸上400メートルのリレーで東海大会へ出場しました。残念ながら、決勝には残れませんでした。

それから、水泳の男子400メートル自由形も東海大会へ出場して、第4位という素晴らしい記録を残したという報告を受けております。

それから別件であります、先般の委員会の折に、丹羽委員さんの方から放射能とか原子力をどのように教えたらいいのか、またこういう研修の機会をぜひ設けたらどうかという御意見をいただきました。たまたまであります、8月16日火曜日の夕方、NHKテレビを見ておりましたら、東京都の先生の研修会で、この原子力、放射能ということについての研修会を持たれている、そんなマスコミ報道がありました。大口町も東京都と同じように、本当に進んでいるなということを受けました。現在、この件につきまして、できる限り早い時期に研修会が開催できるように、今準備を進めているところであります。

それから、教育長あてに、最近こんなアンケートが届きました。これは、愛知県の知事がかわり、大村さんのさまざまなマニフェストの中に権限移譲ということがあります。この権限移譲をどのように進めていくかということでプロジェクトチームを立ち上げられ、その中で教育の権限移譲に関するアンケートが来ておりました。人事権とか、研修権とか、学級編制権についての教育長の見解を求めるといふアンケートが来て、大変困ったアンケートでありましたが、私の結論から申しますと、小さな自治体が大きな権限をもらっても大変苦しい、やっていけないのではないかと感じておりますので、その旨をアンケートで答えておきました。

それから、きょうはこの定例会の後に若手教員との懇談会ということで、また今年度も持つわけですが、流れとしましては、司会進行を岩田指導主事に進めていただいて、1学期終えたところでの若手教員の感想等を聞き、困っていることなどを聞きたいと思っております。また教育委員さんの方から質問とか助言等をいただくなど、こんな会にしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○近藤生涯教育部長 ありがとうございます。

それでは、3番の議事録署名者の指名以降の取りまとめにつきましては、丹羽委員長の方でよろしくお願いいたします。

(午前 9時30分)

◎日程第3 議事録署名者の指名

○丹羽委員長 議事に沿って進めさせていただきます。

日程第3、議事録署名者の指名は、私、丹羽孝子と丹羽茂文委員でよろしくお願ひいたします。

◎日程第4 議 題

議案第39号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 次に進みます。

日程第4、議題。議案第39号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、事務局お願ひいたします。

○竹本学校教育課長 失礼します。

議案第39号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用申請書がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。平成23年8月24日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審査を求めるものであります。

1枚はねていただきまして、後援名義使用許可申請書になります。ちょっと字等が見えにくいところがございますので、3枚はねていただきまして、行事の後援承認申請書についてということで、ワープロ打ちのものがございますので、そちらを参考に説明をさせていただきます。

1. 行事の名称、第14回笠沙アートフェスティバル in 南さつま。2. 行事の趣旨及び内容につきましては、絵画を通じて文化・芸術の振興及び市内外の人々の交流を積極的に推進し、芸術・文化の活性化を図ることを目的とする。内容につきましては、南さつま児童美術展、世界児童画展、尾張と薩摩の文化交流展。行事の期間としましては、展示会を平成23年10月16日から11月17日まで。表彰を平成23年10月16日。6番目に、後援依頼先といたしまして、鹿児島県を中心として、愛知県では犬山市、犬山教育委員会、大口町、大口町教育委員会、扶桑町、扶桑町教育委員会等がございます。9番目の入場料等徴収の有無については、無料ということで申請が出ております。

あわせて、1枚はねていただきまして、使用許可通知書の案をつけさせていただきました。御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

こちらも毎年出ているものですが、いかがでございましょうか。

○吉田委員 何か、変わったところはあるんですか。

○近藤生涯教育部長 きょうは、一応前回のようにさせていただいて、その後、協議事項の中でお諮りさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○丹羽委員長 質問ございませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 そうしましたら、こちらは使用許可を認めさせていただいてよろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 では、議案第39号につきましては使用許可を認めますので、よろしく願いいたします。

議案第40号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について

○丹羽委員長 次に移ります。

議案第40号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について、よろしく願いいたします。

○竹本学校教育課長 議案第40号 大口町教育委員会後援名義の使用許可について。

別紙のとおり後援名義使用許可申請書がありましたので、大口町教育委員会の議決を求める。
平成23年8月24日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱第3条により審議を求めるものであります。

1枚はねていただきまして、名称、第25回尾北三市二町親善ソフトボール大会。目的、この大会は、わかしゃち国体のソフトボール競技を誘致するため、尾北3市2町でソフトボール競技への関心を高め、わかしゃち国体後も親善大会として、ソフトボール競技を通して近隣協会同士の友好を目的としている。内容につきましては、競技種目は一般男子・壮年・一般女子・小学生、各市町から種目別1チーム参加のトーナメント大会とする。開催日につきましては、平成23年10月23日の日曜日。開催場所、大口町総合運動場A・B面、上小ログランド・河北グランド。入場料、参加費1チーム5,000円。主催、尾北三市二町ソフトボール連絡協議会。参加人数、選手約300名、大会役員約30名。後援予定といたしましては、大口町、大口町教育委員会、大口町体育協会等になっております。

裏面につきましては、その詳細の要項になっております。

また1枚はねていただきまして、許可通知書案をつけさせていただきました。

御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

これも例年どおりかと思いますが、いかがですか。御質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 そうしましたら、使用許可について認めさせていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 異議ないようですので、議案第40号使用許可について認めますので、よろしくお願いいたします。

認定第6号 平成23年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

○丹羽委員長 次に移ります。

認定第6号 平成23年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について、事務局お願いいたします。

○竹本学校教育課長 認定第6号 平成23年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について。

別紙の者を平成23年度要保護及び準要保護児童生徒に認定したいので、大口町教育委員会の認定を求める。平成23年8月24日提出、大口町教育委員会教育長。

提案理由、この案を提出するのは、大口町就学援助費事務取扱要綱第2条により認定を求めるものであります。

1枚はねていただきまして、学年2年・4年の方が、区分としては準要保護の申請をお願いしたいということで、新規の方ということで出ております。

もう1枚はねていただきまして、8月24日現在の要保護・準要保護の総数が出ております。

御審議のほどよろしくお願いいたしますと思います。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問ありませんか。

○丹羽委員 全然違った質問ですけど、今、新聞広告なんかを見ていると、急に自動車関係が忙しくなったのか知らないですけども、期間工だとかオペレーターを求むとかという折り込みがたくさん入っているんです。そうすると、派遣で、正規社員でなくても職を得る機会が少し拡大してきたのかなというイメージを、水曜日かなんかに入ってくる広告を見ると思うんですけれども、そういうことによって、この認定が対象外になっちゃって、ある程度の収入を超えましたという事例はあるんですか、ここへ来て。

○近藤生涯教育部長 事例としてはないですね。ただ、所得に対する反映が年度で変わりますから、この3月の末までは支援して、新しい年度で新しく所得がわかりますよね。そこから町民税等、税ははっきりしてきます。その時点で対応させていただきます。

○丹羽委員 年度内には、急に億万長者になってもということですね。

○竹本学校教育課長 申請時によって認定されますので、例えば4月スタートの方もいれば、今回認定されると7月スタートになる。

○丹羽委員 そういうのは別にいいんだけども、今度逆に。

○竹本学校教育課長 逆の場合は、さっき部長の言われたように、翌年度のところで終わるとい

うことですよね。要するに、翌年度申請ができなくなる。

○丹羽委員 プラスになった人は来年でいいんだけど、急にそういう目に遭っちゃった人は、来年の3月まで物も言わずに我慢しなさいというわけですか。

○竹本学校教育課長 いえ、だから今回こういうことなんです。

○丹羽委員長 よかったですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 そうしましたら、認定第6号につきましては、認定いたしますので、後のことよろしく願いいたします。

◎日程第5 協議事項

○丹羽委員長 協議事項に移ります。

日程第5、協議事項。(1)大口市教育委員会外部評価委員会報告を受けて、事務局よろしく願いいたします。

○竹本学校教育課長 失礼します。

教育に関する事務の管理及び執行の状況、点検及び評価の結果に関する報告(平成22年度対象)。

1枚はねていただきまして、この外部評価についての法律的なもの、あるいは教育委員会委員の名簿をつけさせていただきました。

また1枚はねていただきまして、目次になっております。

ページ1のところ、先回、下資料として御提示させていただいておりますけど、変わったところだけを御説明させていただきたいと思います。

まず2番目、学識経験者の知見の活用ということで、承認いただきました楠靖男さんと中西由美さんによって外部評価委員を務めていただきました。

4番目といたしまして、委員会の経過としまして、平成23年7月15日金曜日、平成23年7月26日火曜日、平成23年8月17日水曜日、この3回を委員会として実施をさせていただきました。

この委員会を実施するに当たりまして、2ページをお開きください。

先回、外部評価委員会の委員さんから御指摘をいただきました点検評価の評定方法についてということで、今回この評定を行うに当たりまして、こういった評定方法をとったらどうだということで御提示いただきまして、こういう取り組みでやることになりました。

まず、この内容としましては、事業を推進する側、要するに教育委員会の事務局側が、まずそれぞれの事業について自己評価をいたします。その自己評価を受けて、外部評価委員さんがその評価に基づいて、それぞれの項目について評価をいただく。また、その細々とした評価を

各課ごとに総合評価としてまとめて総合の意見とするというような形で進めさせていただきました。

3ページ以降につきましては、先回も御提示させていただいた内容で進めさせていただきまして、40ページまでお飛びいただきだと思います。外部評価委員の評価及び意見ということで、外部評価委員からいただきました意見をまとめさせていただきました。

まとめるに当たりまして、別冊の参考資料の方を見ていただけますでしょうか。

先ほど言いましたこの評価につきまして、外部評価表といたしまして、それぞれの先ほど細かい内容のものを説明する中で、こういった事業ごとに一覧をつけまして、それぞれの事業に対して自己評価を担当課がつけました。それに伴いまして、外部評価委員がその説明、並びに事業内容を精査する中で外部評価委員さんから評価をいただきました。

いわゆる作業につきましては、参考資料の1ページ以降、21年度の評価報告書、22年度の報告書を対比しながら、下段の自己評価、担当課の評価に対して外部評価委員が評価をしていく、もしくはそれに対しての意見を言うということで、1個1個の事業につきまして、こういう評価シートをつくりまして、評価シートにのっとり1点1点チェックをいただきました。

そのまとめとしまして、本文の40ページの方に戻っていただきまして、まず平成22年度はというところから入らせていただきます。

平成22年度は、教育委員会全体で27の事業の評価に対し、それぞれ四つの視点、必要性、有効性、効率性、達成度から各委員が主観的に評価した結果、評価Aが15事業あり、大きな効果があり、引き続き事業を継続していくべきであると評価した。評価Bは9事業あり、おおむねよいが、より事業の充実を図りながら継続すべきであると評価し、事業全体としては継続をしながら前向きに取り組むべきであるとする。しかしながら、評価Cが3事業あり、継続するに当たり、さらに工夫・改善を加える必要があると評価し、さらなる工夫と改善を検討すべきであると期待するというように御指摘をいただきました。

各課ごとの評価につきましては、(1)学校教育課、(2)学校給食センター、(3)生涯学習課、(4)図書館、(5)歴史民俗資料館、その他ということございまして、42ページの下段から、最後に社会情勢が大きく変化する昨今、生涯にわたり学習するということの基本的な力、すなわちその基礎は義務教育に負うところであり、充実した学習環境の整備と地域に根差した教育内容の提供など、これまで以上に豊かな心をはぐくむ情操教育や命の教育等、重要性は増しています。あわせて、住民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会を実現するための生涯学習活動や、図書館、歴史民俗資料館の活動なども重要性は増しています。そうした多様化する諸問題に対して、関係各所との連携

機能強化を図り、対応していくことが重要であると考えます。なお、個別の事務事業については、財政状況が厳しい折、今後より一層のコスト削減と効率的な事務の遂行に努められ、当委員会による外部評価が効果的な教育事業の一助となることを切に希望し、意見といたします。というまとめで、43ページの下段のところ、両委員の方から教育長に報告書をいただきました。これが報告書の本文の内容になります。

これを受けまして、もう一枚、今後の取り組みについてということで、この報告を受けて教育委員会としてこういうまとめ方をさせていただきました。本町の教育行政は、教育基本法第3条の生涯学習の理念（「国民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現が図らなければならない」）のもと、平成15年度策定の生涯学習基本構想や愛知の教育に関するアクションプランⅡを基盤に、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を目指すともに、すべての町民が生きがいを持ち、学びを楽しむ生涯学習環境を創出することにつなげるため、教育環境の整備、学校教育、学校給食センター、生涯学習、図書館、歴史民俗資料館に関する事業を展開しています。

当委員会から御指摘いただきました御意見につきましては、真摯に受けとめ、今後大口町教育委員会の事務事業を的確に遂行していくためにその課題を再認識し、引き続きその実現に向けて努力します。

大口町教育委員会は、町民が大口町で育ち、大口町で学ぶことを通して、郷土大口に誇りと愛着を持ち、地域社会、我が国、国際社会の発展と平和に寄与する心をはぐくむとともに、激動の時代を心豊かに生き抜くための力を身につけるため、生涯学習基本構想の実現に向け、「学びをつくる」「学びに集う」「学びをつなぐ」の基本的視点から、学校教育、学校給食センター、生涯学習、図書館、歴史民俗資料館の活動がより一層進められることと、従来以上に、他の部署のみならずNPO法人、企業等との有機的連携を図り、より積極的に取り組むことに努めます。

今後とも、町議会を初め、町民の皆様の変わらぬ御支援をお願い申し上げます。平成23年8月24日、教育委員会。

先ほどの報告書を受けて、教育委員会としてこういうまとめをもって、1枚はねていただきまして、大口町議会議長 倉知敏美様あてにこの報告書を提出したいというふうに考えております。このような流れで進めたいと思いますけど、よろしいでしょうかということです。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

いかがですか。御質問はありませんか。

すごく細かいところまで調べられて、御苦労さまでした。

○吉田委員 こういう方法しかないですね。

○近藤生涯教育部長 そうですね。言葉ですか、こうやって評価するか、評価を数字であるのか、アルファベット段階であるのか、いろいろありますけど、この方法に落ちついたところですね。評価の仕方そのものは昨年度の宿題でありました。本年度、このように改定させていただいて、また来年見直しを図りたいと思います。

○服部職務代理者 外部委員さんが評価して下さった評価というものは、お知らせされますか。

○竹本学校教育課長 この一覧表を外に出すかということですか。

基本的には、今考えているのは、こういう作業をいただきましたけど、最後のまとめのところ、それが基本的に外に出ていくものだと。これはあくまでも教育委員さんに、現状こういう作業をしていただきましたという参考資料につけさせていただいたものです。

○服部職務代理者 本当に、外部評価委員さんは大変な労力というか、時間をかけてこれだけのものをして下さったのかなという気がします。だから、それぞれのところに、自己評価はこうであったんですけど、外部委員さんに評価していただいたのはこうですよというのは、何かの形で伝わると、これはいけないとかいう感じで、よし、それじゃあCのところは今度Bにしよう、自分たちがBに評価していたけれどC評価されてしまったかと、何か考えて改革なくちゃいけないというようなのを伝えていただけたらいいなと思います。本来、これを渡したい。いけないことなのかもしれないですけど、こればつと渡されたら、ちょっとこれはまずいなというように思われるところが出てくるんじゃないかなあという気がしました。

○竹本学校教育課長 ありがとうございます。

評価委員さんの方からもそういう御意をいただきまして、今年度はこういう形でとりあえずやってみようと、また評価についてのあり方は、今後も引き続き検討しながら、公開も含めてどういう方向でしていくかというのは、一步一步歩みながらやりましょうということで、今年度これに取り組んで、報告の仕方も今年度はこれでやってみましょうということでいただきました。

○服部職務代理者 明らかに去年に比べると、私たちも目で見てわかるというか、去年の時点では、何だかちょっとわけがわからないなということだったんで。

○丹羽委員長 ほかにございませんか。

丹羽さんよろしいですか。

○丹羽委員 外部評価委員の、楠さんという方も存じ上げていますけど、例えばISO14000とか、9000のときの外部指導員というのは、それなりの教育をされて、試験もというか、そういう資格も取られて、見るポイントをきちっと、例えば教育委員会というのはこういうことをきちっとやっていなければならない要綱がいっぱいあるよということがあって、そこが的

確にやられているか、不適合はないかということを見に来られるんですけども、まだ始めたばかりだからあれだと思いますけれども、この外部評価委員の人の、例えば事前教育とか、その部門にとっては、例えば楠さんはコミュニティー・ワークセンターとかやってみえるから、例えば生涯学習だとかそういう場にも見えるから、非常に詳しいと思う。けども、例えば中学校の学校教育の中でのいろんな問題だとか、縦割りをやっているよ、ブロック別にやっているよとかいう細かいことはなかなかおわかりにならないと思うから、こういう膨大な資料が出てきて、大体、最初のうちの教育に関する事務の執行の現状は、20年、21年、22年とこんな感じでずうっとやっていて、こんな問題点があるということで、内部で報告兼反省を出していますというのを出されてから、少し勉強というのか、言ってみれば、けちのつけ方と指導の仕方という勉強がきちとなされた人を見て、この大口町の教育委員会としての運営は、まあ及第点以上ありますよと言われるなら、結構説得力があると思うんですけども、学識経験者とか何とか有識者という形でぼんと持ってこられて、持ってこられるのはそこまではいいんです。

少しトレーニングをされて、専門用語的なものも、あんまり詳しいものじゃなくて大体わかるようにして、見るポイントとということを一遍わかっていただいてこういうのをチェックして、外部としてABCをつけていただいているんですよというのを徐々につくっていかないと、ただ学識経験者が出てきていると、うんちくのある人が出てくると通りませんわね、普通だったら。名刺にISO9000を取っておるといふ、だれに見てもらった、どこの機関なんだといった話になっちゃうもんですから、そういうのが、これからの話だと思うんですけども、評価していただく側に、まことにお手数はかかるんですけども、レクチャーというのか、学識有識者というのがレクチャーをやって、そしてこういう過程で見ていただいて、評価をした結果がこうですという起承転結で合うんですけども、その辺が今後の課題かなあとあって、今見せてもらっています。以上です。

○近藤生涯教育部長 ありがとうございます。

今回も3回ほど会議を重ねさせていただきまして、一番最初に大口中学校と大口北小学校へ学校訪問をさせていただきました。これは委員さんの方のたつての希望でありまして、ぜひ現場を見て、それからコメントと評価をしようということでした。他市町なんかを見ますと、教育にたけた方、例えばもとの教育長さんであったり、それから大学の教授であったり、それから教育委員さんであったりというところが結構あるわけなんですけど、果たしてそれがいいのかどうかということもありますし、今回、楠さんと中西さんをお願いしておるのは、1人はコミュニティー・ワークセンターの会長でありますし、1人はNPOの代表という方で、それなりの知識を持ってみえる。中西さんについては、現在子育てをしてみえますから、その視点でも見ていただけるということを期待しました。その結果がコメントや評価の内容に生かされて

おるんじゃないかなと思っております。

今後、この2人にずっとやっていただくというのが理想なんですけど、それは見方が固まってしまうから、1人は置いて、1人はかえていくという方法ができたらなど。予算とか要綱が許せば3名にして、2人残っていただいて、1人新しい方を入れるという、いろんな方法がありますので、予算との兼ね合いもありますけど、来年度の課題とさせていただきます。

○丹羽委員長 あと質問はよかったですか。吉田さん、いいですか。

私も町民の一人として見ていただけたのかなと、同じグループだけでやっているよりはという評価で、ちょっと詳しくまではよくわからなかったの、町民の皆さんの一意見として聞き入れていただいて、改善していただけたらなと思って評価を見ておりました。よろしくお願いたします。

この報告については、よろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 では、次に移りたいと思います。

(2) 大口町教育委員会後援名義使用許可方法の見直しについて、事務局お願いいたします。

○竹本学校教育課長 失礼します。

もう1枚はねていただきまして、大口町教育委員会後援名義使用に関する要綱の見直しについての案ということで、先ほど、どこが変わったんだということも御指摘いただいたんですけど、それらをこのように考えてみました。

まず1. 許可の決定等、新たな事業の後援名義使用の許可については、教育委員会の議決とする。

2番目、定例的に行われ、例年、後援名義使用の許可をしている事業で、過去に許可の条件を履行したのものについて、これについては教育長の決裁とする。あえて、この教育委員会で議題として出さない。

3. 2のうち、教育長が特に必要と認めた後援名義使用の許可については教育委員会の議決とする。要するに、これは再度でもいいから教育委員会の議決をいただきながら進めた方がいいであろうというものについては、1の取り扱いと同等のものとする。

4番目につきましては、2により決定した後援名義使用の許可、その結果を教育委員会に報告しなければならない。要するに、許可はしたんだけど知らなかったというようなことのないように、許可をしたという事実だけはきちっとこの教育委員会で報告する、この4点で許可の決定の事務手続のあり方を変更していきたいと考えております。

それに伴いまして、2のスケジュールといたしましては、まず本日、この決定の見直しの部分について御賛同いただければ、大口町の例規審査会の方で要綱の表現方法等々の審議をいた

だきまして、11月30日水曜日、教育委員会定例会で要綱の議案上程、議決をいただきます。12月1日木曜日より告示ということで、新要綱にのっとり事務を進めていくというような段取りで進めたいと考えております。

御審議のほどお願いします。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、よろしいですか。

そうすると、これを決定すると、12月の会議からこのようになっていくということですね。

○竹本学校教育課長 ちょっと時間はたちますけど、こういう手続だけはきちっと踏んで実施に入っていきたいと考えております。

○丹羽委員長 わかりました。じゃあ、このように進めさせていただいてよろしいですか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 意見もないようですので、(2)の後援名義使用許可方法については見直しでお願いいたします。この方法でよろしくお願ひいたします。

(3)に移ります。

大口町立学校施設開放に関する規則についてお願ひいたします。

○松浦参事兼生涯学習課長 さきの教育委員会定例会で、大口中学校の学校開放の話を少しさせていただきました。その内容が大分煮詰まってきました、学校開放をしていくには、さきの定例会のときにもお話をさせていただいて、使用料を取って、生涯学習棟の特別教室の開放をするということで、流れとしましては、9月に使用料条例の制定についてを提出させていただいて、教育委員の方で9月の教育委員会定例会で議案として提出させていただきます。

規則の方に使用時間が入っておりませんので、そのところだけを説明させていただきます。

生涯学習棟の開放できる特別教室は、現在は町立大口中学校の技術室、美術室、調理室、被服室、理科室、音楽室、ランチルーム。これが、生涯学習棟で分かれている特別教室等というものです。

それから、使用料ですけど、1室1時間500円ということで、条例の方で提出させていただきます。

あと、学校施設の開放日時ですけど、開放は、当分の間は土曜日と日曜日とさせていただきます。

開放時間は、午前が9時から正午、午後は午後1時から午後4時ということで、条例の方を提案していきたいと思ひます。

では、規則の方ですけど、お手元の方に、まだ案となっております。正式には来月の定例会の方で審議していただく内容となっております。

全部の説明は控えさせていただきます。目的、この規則の大まかなところは、スポーツ開放の規則に準じてつくってございますので、新たに入れた部分の目的とか定義からの説明とさせていただきます。

目的としまして、第1条に、この規則は大口径立学校施設開放に関する条例。平成23年大口径条例第〇号、これは条例で9月に通った号のことを言っております。以下、条例ということで、第12条の規定に基づき、条例第3条に規定する学校施設を町民の使用に供することに關し、必要な事項を定めていくというのがこの規則の目的であります。

定義は、この条例の趣旨で、先ほどから、町民の生涯学習振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で特別教室等を開放する学校施設の管理について必要な事項を定めるものとするということになっております。

それと、教育委員会、第3条、大口径立学校施設開放事業に関する事務は教育委員会が行う。

第4条で管理指導員の定義。管理指導員を置かせていただきます。

第5条で使用の許可。使用の許可は、学校開放とは変わってきます。施設開放は、大口径町内に在住し、在勤または在学する者が5人以上。よその市町で10人とか、いろんなところありますけど、少数の方から使用して、たくさんの方から使用していただきたいということから、5人以上のクラブまたはグループを構成する団体とし、かつ当該団体に代表として、在学する者という定義もありますので、満20歳以上が含まれる場合に限り許可をするものとなりました。

1枚はねていただきまして、第6条が使用許可書の提示です。

第7条が使用取り消しの届け出、第8条が使用料の還付ということで、これは中央公民館の還付と同じ内容となっております。

第9条、使用料の減免及び減免割合が3号あります。2項には、減免申請書の様式等もございます。

第10条として、施設の使用及び使用料減免の取り消しについて。

第11条が使用権の譲渡の禁止。

第12条として、使用する場合の管理。使用者は、管理指導員の指示に従って、秩序及び安全を保持するために必要な責任者を置かなければならないと。

第13条として、備品等の使用。学校施設でありますので、ここはちょっと変えてみました。使用者は、学校の備品、設備及び器具等（以下「備品」という。）の使用に当たっては、あらかじめ教育委員会の承認を受けるものとする。

2項として、使用者は、備品等を滅失し、または破損、汚損した場合は、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

次いで第14条が、使用者の遵守事項。ここも特別教室の使用の関係で変えてみました。1号

として、施設内を不潔にしないこと。学校施設内で喫煙しないこと。はねていただきまして、所定の場所以外に出入りしないこと。他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。使用時間を遵守すること。許可を受けないで備品等の使用及び、ピアノ等の大きな備品も入っておりますので、移動等もしないこと。7号として、許可を受けないで施設内で寄附金等の募集または物品の販売をしないこと。8号として、許可を受けないで印刷物及びポスターを掲示し、または配布しないこと。9号、その他教育委員会の指示に従うこと。

次いで第15条は、事故発生時の報告義務。

第16条として、原状回復義務。

第17条として、校長の責任ということで、この規則の実施に関しては、開放校の校長が責任を負わないものとする。

第18条として、委任が入っています。

この規則は、23年の10月1日から施行していくものであります。

はねていただきまして、様式の第1で、学校施設開放使用団体登録申請書ということで、申請書の様式が様式第1になっております。

1枚はねていただきましてと会員名簿ということで、団体登録を必要としますので、会員の名簿を登録していただくことになります。

その次が、様式第2として学校施設開放使用許可申請書が入ってきます。

その次に、様式第3として、第5条関係でありますけど、学校施設の使用許可証兼ねて領収書をとということで、許可書の様式です。許可書の条件の欄の注意事項は、再度載せてございます。

様式第4として、第7条関係でありますけど、学校施設開放使用取り消し届になります。

はねていただきまして、様式第5が第7条関係で、学校施設開放使用料還付申請書で還付申請書の様式となります。

様式第6として、第9条関係として学校施設開放使用料減免申請書。減免申請の申請書を添付させていただきました。

以上が規則の説明となります。よろしくお願ひいたします。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

御質問ありませんか。

(発言する者なし)

○丹羽委員長 少し聞いていいですか。理科室とか、いろんなものがあると思うんですが、その物の管理というのは、管理員がきちんと行われるんですか。といいますのは、私も町民会館の方を使うんですけど、調理室なんかは、あるかなと思うのが、だんだんなくなっていっている

んですね、調理室の器具が。

○松浦参事兼生涯学習課長 中に入っている備品については、先ほど教頭さんと話をさせていただいて、調理室は全部使っていただいてもいいと。備品の借りられるものの一覧表をつくる予定にしていますので、申請のあるときに。それで、調理室なら調理用具一式で結構ですと、全部使っていただければ。音楽室はピアノ。この間打ち合わせした中では、ピアノしかないと言われましたので、ピアノだけ。こんなふうで、ないものは……。

○丹羽委員長 よそのところの話をしてはいけないんですけど、菜ばしが何本とか、全部チェックして私たち帰るときがあるんです、細かいところですよ。だから、このテーブルを借ります。このテーブルのはしは何本、お玉は何個というのも全部チェックして、自分たちで点検して帰るところもあるんですが、それぐらいにされた方が、次に子供たちが使おうと思ったときに、あれがない、これがないと言われても、やはり借りる側も不愉快だと思いますし、貸す側としても、やっぱり貸してはいかんかったねという形になってはいけないものですから、その備品の管理だけはきちっとしていただきたいなとは思っていますけど。

○松浦参事兼生涯学習課長 管理指導員がつきますので、終わった後に、はしから全部一本一本はできませんけど、その話も学校の教頭先生から出ました。管理を管理指導員がきちっとやっってくださいとは出ましたけど、終わったときに、使った調理品全部点検はできませんので、管理指導員によく注意というか、使用のことを説明していただいて指導するようにいたします。

○丹羽委員長 そうですね。でも、借りる側もそういう用紙がちゃんとあれば、私たちも帰るときに、きちんと1人が全部、はい、ありますか、ありますかとやっていますので。

○松浦参事兼生涯学習課長 使用の仕方が悪ければ、団体登録してありますので、原状回復の義務はこの中に入っていますし、そういうときは今後の使用についても検討させていただいて。

○丹羽委員長 そうすると、その都度、その都度、管理員の人が見ればどの団体かわかるんですけど、まとめて使ったあとに見られては、どの団体さんかわからないんです。

○松浦参事兼生涯学習課長 注意して見るようにいたします。

○丹羽委員長 子供たちに被害が及ばないように、よろしく願いいたします。

あと、よかったですか。

○服部職務代理者 管理指導員さんというのは、借りたいですよと言われたときに来て、その施設の方に移動されるんですか。常駐ではなくて、どういう形で管理指導員さんは。

○松浦参事兼生涯学習課長 今予定しているのは、生涯学習のまちづくり実行委員会さんでしていただけるようにお話をしております。

○服部職務代理者 申請があつて、きょうはどここのだれだれが使いますということは、表なり何なり、提出があるのでわかるんで、その時間に合わせてそちらに行かれるということですよ。

よね。そうすると、行かれたときに、調理室に限らないんですけど、まずその教室なりで団体さんを受け入れてくださって、ピアノなんかであれば一つだけなのでわかりやすいですよね。例えば移動とかは一応前もって申請があるのでいいですけど、ここからここへ移動しますと、じゃあ了解ですという形で。例えば、さっき丹羽委員長さんが言われたみたいに、調理室の器具とか、それから技術室の道具なんかは、本当にたくさんで、どれだけの本数があるだとか、何個あるかというのは、それを全部把握しろというのは大変なことだと思うんですけども、ある程度、きょうはこれを使います、必ずその器具だけとは限らないと思います。やっているうちに、これが要るということにはなると思うんですけど、大体きょうはこんなものを使いたいですということ把握されておいて、そしてその管理指導員さんが、場所もちろんわからないと思うんですよ、私たち調理室行ったときなんかは、まずお皿取ってきて、何か取ってきてとかいったときに、さあどこに何があるという感じで、そのときに必要な大きさのものとかがわからないことがあったんです。だから、その指導員さんが、本当に御足労かけますけれど、始まる前にきょうは何を使うと、じゃあこれはここですという感じで一応見てくださると、そして終わった時点で、片づけましたという形、厳密に何本とまでいなくても、ここ片づけました、きちっとしましたということを最初と最後に確認してくださるだけで、使用する人たちの意識が随分違ってくると思うんですよ。

- 松浦参事兼生涯学習課長 確認するような方向で進めます。
- 服部職務代理者 それをお願いしたいなと思います。
- 松浦参事兼生涯学習課長 技術室は、危険な道具はいっぱいあるので、技術室に限っては、全部お貸しする気持ちはちょっとないです。限定つきで、今度使うときに何々貸してほしいという、貸せるものは貸しますと。ちょっといろいろ道具があり過ぎて、中で事故でも、旋盤とか糸のこ盤もありますので。
- 服部職務代理者 もちろん借りられる方が責任を持ってやられることだと思うんですけど。
- 松浦参事兼生涯学習課長 何でもかんでもということでは、ちょっと申しわけないということ聞いてます。
- 服部職務代理者 なるべくなら、最初と最後に、ちょっと顔を出してくださるといいかと思います。
- 松浦参事兼生涯学習課長 その時間は、ずっとついておるつもりです、管理指導員さんは。
- 服部職務代理者 そうなんですか。そこにいらっしゃるんですか。
- 松浦参事兼生涯学習課長 その時間は。
- 服部職務代理者 でも、同時にあちこち借りられたら無理ですよ。
- 松浦参事兼生涯学習課長 これ試行で初めてする内容ですけど、そこまでの要求は今のところ

聞いていないですね。

○丹羽委員長 危ないときに限っては、ついでみえた方がいいかなと。調理室には必要ないかなと思うんですけど、音楽室とか、危ないことはないのでもいいんですが。

○服部職務代理者 おのおのの自分たちの意識ですけれど、それができないというのはとても恥ずかしいことなんですけれど、でもできない人も往々にあるということを知るので。それこそきちっと使っていただきたいと思います。

○吉田委員 今のお話を聞いていると、500円で採算はとれるんですか。

○松浦参事兼生涯学習課長 学校施設です。

○吉田委員 いや、例えば、その人件費とか、当然調理室ならガスを使うだろうし、夏ならエアコン使うでしょうけれども。

○松浦参事兼生涯学習課長 教育施設は、夜間施設だけの照明料は取る内容になっていますけど、教育施設に限っては、ほかの使用料と変わって、採算ベースの計算はされていません。

○吉田委員 採算というか、プラス・マイナス・ゼロでいいんですけどね。

○松浦参事兼生涯学習課長 その計算は今までもしていませんし、これからはする予定にはないです。その500円というのは、今現在が中央公民館の調理室が1時間400円ですもんで、これとあわせて、要綱を見たらなっているんですが400円。それで、中央公民館の会議室が500円。スポーツ施設、グラウンド、グラウンドは関係ないですけど、その関係が500円。適正な価格で、金額でいけばもっと高い設定価格もあったんですけど、その前に、料金は市町によって物すごい差があって、低いところは無料で、高いところは1,500円ぐらいまであります。迷ったあげくが、今設定されている金額に新しい施設ということを加えて、500円でとりあえず設定させていただきます。

○吉田委員 住民サービスというのに絡んでおるんですね、発想は。

○松浦参事兼生涯学習課長 広く町民の方に利用していただくという目的のもとで、ある施設を有効に町民の方に使っていただきたいという教育委員会の思いですけど。

○吉田委員 有効に使っていただきたいなら、プラス・マイナス・ゼロにおさまるように……。

○松浦参事兼生涯学習課長 いろいろ話はあって、たまたま視察をしに行かせていただいたところは数百円でやってみて、その内情を聞いて、管理指導員に払うお金が800円か幾らで、2時間おると1,600円で、使用料が数百円で、それが議会で出て、採算ベースという話がそこも出ておったようですけど、これはあくまで教育委員会の方針で、採算ベースというのは教育委員会の使用料の中には盛り込まれていない。逆に住民票とかそういうものは全部入っています。人件費から全部入って、使用料条例の改正のときにそれで説明して、料金設定しているんですけど、この料金についてもかなり悩んだところでございますが、今のところでは適正な価格では

ないかなあと私は思って進めているところでしたけど。

○吉田委員 だから、適正な価格といたら、適正じゃないと思うんですけど。生涯教育のための投資とか、そういうことであればわかりますけどね。

○松浦参事兼生涯学習課長 極端な例は、昨年話しておったときに、試行的にやっていただくようになるまで条例は何にもなくて、私が考えておったのは、無料でもどうかなという話もしておったんですけど、やっぱり施設使って、この時期に全く無料は適正ではないという御意見が多々ありましたので、今使われている料金体制を見て、中にはもっと高く700円、800円という意見もありましたけど、500円ならどうかなあと思いまして、今ある料金、中央公民館の調理室が400円で800円にするのもどうかなあと個人的に考えた結果、500円とさせていただきます。だめですか。

○吉田委員 だめとか、いいとかではなく、考え方の話で。

○丹羽委員長 料金については、なかなか難しいですね。

○松浦参事兼生涯学習課長 料金の設定基準がないということから……。

○吉田委員 どういう目的でというのから決まっていくと思うんですけどね。今でいうと、施設をなるべく使ってもらおうということであれば、その発想で決まっていくと思いますけど。

○松浦参事兼生涯学習課長 よろしくお願いいたします。

○吉田委員 それだけの話なので。考え方の話だけです。

○松浦参事兼生涯学習課長 いずれも初めてのことでですので、当分の間はこれでお願ひしたいと思ひます。

○丹羽委員長 技術室で事故のないように、調理室で物がなくならないように、事故のないようにやっていただきたいと思ひます。

○松浦参事兼生涯学習課長 適正にするようにさせていただきます。

○丹羽委員長 この件に関してはよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 そうしましたら、(3)の施設開放に関する規則についてはこのように進めていただきます。よろしくお願ひします。

(4)に移ります。

教科センター方式について、事務局よろしくお願ひいたします。

○竹本学校教育課長 失礼します。

前回は御審議いただいた中で、この教科センター方式の検証をどのように取り扱うんだという御意見と、内容の中に検証部分が少し手薄ではないかというような御指摘をいただきまして、それにつきましては、まず検証部分につきましては、基本的に開校後、学校現場として、いろ

いろな角度から検証をする中で対応してきた経緯を、1年目、2年目、3年目というような中で、現場の声として検証しながら悩んで、こういうふうに対応してきたよというような内容をつけさせていただきました。

また、アンケート等の御提案もございまして、そのアンケートについては、アンケートをとることによって、いわゆる一つの改善方法が見つかるのであれば、それはそれとしてアンケートをとる方向で検討してもいいだろうと。だけど、今の現状の中で、先生方、あるいは生徒等についてアンケートをとるというよりは、今取り組んでいる学び方に関するアンケートというのがありますので、それをもとに今授業づくりに打ち込んでいると。それを参考に、きょうはちょっと参考資料でつけさせていただきましたが、それをもとに学校としてはこういうふう

に授業に取り組んでいるよという内容のものをつけさせていただきました。

それらのところを踏まえて、一番最後のページ、7ページ、8ページのところで教育委員会としてということで、教育委員会では、大口町の教育の中核である新生大口中学校建設に向けて、明日の学校づくり検討委員会を初めとし、多くの町民、その他の関係者の方々が慎重に審議して作り上げたものを尊重する。また、大口町バージョンの教科センター方式は、教科独自の教育環境が整いやすく、各教科が必要とする学習メディアを用意し、魅力的な教材掲示、多様な学習活動が展開でき、生徒に対し学習への動機づけにつながるとともに、生徒みずからが次の授業に向かう行動を通じて、学習に対して自主的、積極的な意思、態度を育て、各自が自立的な学校生活を組み立てることができ、生きる力、人間関係を形成する力をつける手段と考え、21世紀の子供たちのものである。そのため、多くの町民の方々の思いにより導入された教科センター方式の撤廃や方向転回を考えるものではない。

教育活動は日々地道に行われ、毎年度に学校の教育目標の具現がどうあったか、また達成に向けて重点努力目標が適正であったか、生徒の様子はどうかであったか等、総括されている。それを生かし、次年度に向けての計画を立てるなど、その一連のサイクルの中、教科センター方式についても常にそのあり方を問うことや、丹葉地方教育事務協議会での研究発表を計画し、この地域を挙げて検証を行う予定になっているなど、望ましい大口バージョンの教科センター方式の確立と定着を目指すことが、地域の期待にこたえることにつながるはずである。

引き続き教育委員会では、大口中学校が日々広く保護者や町民に対して学校の様子や学校運営の情報を提供し、御理解をいただけるように努めることや、学校運営の改善と工夫がされることを促すことなど、大口町における地域に根差した学校を目指して、いろいろな角度で話し合いをし、よりよい大口バージョンの教科センター方式を探求するものであるというように、内容につきましては、先回御指摘いただいたものを検証として、教育委員会としてのまとめとさせていただきます。

それにつきまして御議論いただいた中で、いわゆるこの表題として案1では「新生大口中学校建設の経緯、経過とその後について」という表題がいいのか、案2の「新生大口中学校の教科センター方式導入について」がいいのか、第3の「教科センター方式導入の検証について」という題がいいのか、御意見をいただきたいと。

また、2といたしましては、先ほど読ませていただきましたまとめの部分を、要は大口町教育委員会としての意思になります。それについての小表題を、今は「教育委員会として」というふうにまとめておりますけど、「大口町教育委員会の検証結果」、あるいは2の「大口町教育委員会の方針」「大口町教育委員会として」、というような案の中でまとめさせていただきたいと。

3番目としましては、先回も御議論いただきました、これをもってどう扱うのかという部分につきましては、案1では、教育委員会としてまとめ上げたもの、いわゆる教育委員会としての統一見解を大口町長へ報告すると。こういった形で教育委員会としては取り組んで検証はしたし、その考え方を整理したということを町長に報告するという案と、2番目の案としましては、教育委員会としての統一見解をまとめると。要するに、この中で意見としてまとめて、今後何があっても、いわゆる教科センター方式の検証については、こういうまとめをしておくということで、今後これを外に説明していくという形で取り扱わせていただきたいということで、この1、2、3について少し御協議をいただきたいなと思います。

○丹羽委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、今センター方式についての説明がありましたが、今問われた題名……。

○吉田委員 その前に質問があるんですけど。

今の話で、この1、2、3について決めたいということですね。その後の内容、4ページに書いてありますが……。

○竹本学校教育課長 要するに5以降のところは、先回御意見いただいて、検証部分が足りないんじゃないかという部分について、学校当局と調整をする中で、学校側から出た意見をもとにして検証された部分を載せさせていただきました。この部分について、ここでまた一言一句御審議願うよりは、ちょっと量が大量で、急に出しましたので、ここについては、再度我々も読ませていただいて、また委員さんの方も文書を確認いただきまして、後日きちとした形で仕上げたいなというふうに考えております、この内容については。

○吉田委員 だったら、ちょっと今ここでどれがいいかというのも決めにくいというか、意見が言いにくいと思いますけど。

○竹本学校教育課長 この検証作業が……。

○吉田委員 いや、題名をどれにするかとか。

- 竹本学校教育課長 題名部分については、決めにくい。
- 吉田委員 すべてに。例えば、3番なんかはまとめたら報告すればいいと思うんですけど、取り扱いについてはね。
- 竹本学校教育課長 前回、御指摘いただいた検証部分についてということで、再度この5番以降のところ、学校現場とちょっと連絡を取りながらまとめてみて、現状として、こういう結果になりましたよという部分について、文章として書かせていただきましたけど、基本的に前段から5を抜いたところまでを含めて、流れとして教育委員会としてのまとめでいくかどうかという部分も、5が審議していないと難しいですか。
- 吉田委員 ええ、僕はそう思います。
- あと一つ、アンケートの方ですけれども、色があんまりよくわからないんですけど、要は左側がいい結果ということですね。
- 竹本学校教育課長 ちょっとピンクがかっているのが、要するに問いに対して当てはまる、黄色い部分が大体当てはまる、少し薄くなっているグレーがあまり当てはまらない。要は、左から右に行くに当たって、そういう意思表示ということですね。
- これは、10項目によって、授業についてどう取り組むかということのを参考にするために、22年度と23年度にアンケートされたものだそうです。これをもとにして、授業の進め方等についてはこれを議論しながら取り組んでいるという、あくまでも参考資料で出させていただきましたけど。
- 丹羽委員 この4枚の違いは何ですか。
- 竹本学校教育課長 4枚の違いは、各教科のところと、先生の固まりなんですよ、これ。
- 吉田委員 英語とか、ここが保体とか。
- 竹本学校教育課長 ちょっとわかりづらい表なんですけど。
- 吉田委員 アンケートの方はわかりました。
- 竹本学校教育課長 検証のところを少し説明しましょうか。
- 丹羽委員 それと、アンケートでもう一つ聞かせてください。
- 例えば1ページ目の一番左上の、英語1・2の平成22年と23年ってどう違うんですか。
- 竹本学校教育課長 1・2ですね。
- 丹羽委員 平成22年と23年を英語1・2比べてみえるわけですか。英語1・2ってどう違うんですか。1年生、2年生。
- 吉田委員 2が23年度で、1が22年度じゃないですか。
- 丹羽委員 2年度はいいんだけど、だれを対象にやっておるんですか、何年生で。
- 竹本学校教育課長 持ち上がりですよ。要するに、22年度の1年生の英語、23年度の英語とい

う持ち上がり。

- 丹羽委員 英語2年生。そういうふうに見ればいいですか。
- 竹本学校教育課長 持ち上がりという考え方でいいんじゃないかなと思いますけど。
- 丹羽委員 だったら、答えている人は同じ子なんだね。
- 竹本学校教育課長 いや、違うんですね。同じ子では追えていないんですよ。ただ、クラスの全体の中での感覚というか、それに対して答えてくださいということですので、同一人物での比較をしているわけじゃない。
- 丹羽委員 持ち上がりじゃなくて。でも、持ち上がりなの。
- 竹本学校教育課長 1年生対象と2年生対象ということだと思いましたけど。
- 吉田委員 その学年全部にやったわけではないんですか。
- 竹本学校教育課長 22年度、23年度ですから、22年度のときに1年生の子が、23年度では2年生になる。
- 吉田委員 1学年全部にやったわけですね。
- 竹本学校教育課長 そうです。
- 吉田委員 だから同じ子ですよ。
- 竹本学校教育課長 そういう考え方です。
- 丹羽委員 同じ子でいいの。この辺がしっかりしないと。2年生は、例えば3の1と……。
- 竹本学校教育課長 今の話で、全学年を対象にしてやっていますんで、教科として。その1年時のときの答え。この子たちが2年になったときに、23年になったときに2年時の答えという形の比較ですね。だから、対象者は一緒です。
- 吉田委員 1年後の意識変化ということ。
- 竹本学校教育課長 1年生はことし入ったばかりだから、去年対比するものがないということで、2年と3年生について比較しているということです。これ、もっと詳細なものがあるんです、先生方の分類で分けているものがあるんですけど、ここでは一応そういう形の10項目について、こういうアンケートをしたよという結果がありましたので、これらも参考にしながら検証の中に少し入れさせていただきました。
- 吉田委員 これは、教育委員会の指示でやったわけじゃなくて。
- 竹本学校教育課長 これは学校が独自に取り組んで、その授業改革の中で取り組んでいるものとしてありましたということです。
- 吉田委員 いいことですね、学校の意識として。
- 竹本学校教育課長 学校としては、やりにくいところ、あるいは教科センター方式として、本来取り組まなきゃいけない部分というところは的確に反省しながら、ただ1年目については、

申しわけないけど、そんな余裕がなかったのが現状みたいな報告になっております。そういった検証を、一応5のところの文章で、学校からいただいた文章で検証とさせていただいて、なおかつ学校が学習に対しての取り組みをするのにアンケートをあえてとってございましたから、そういったところから、きちっと学校としては、そのアンケートに基づいて授業づくりを進めているという検証になっています。

ただ、前回御指摘いただきました、例えば今の教員の意見はどうだとか、あるいはかわった子はどうか、父兄に対してどうかということについては、学校も、そのアンケートによって逆に本質から離れたところの議論に行くのも少しどうかと。ただ、検証についてはきちっとやっておりますという報告をいただきましたので、5のところでそうやってまとめさせていただきます。

○丹羽委員 教科センター方式をやったときの目的というのか、予想される効果とか、そういうのも学校と教育委員会の方で具体的に共有をしていかないと、学校は学校で勝手に10項目を決めた。この10項目というのは、教科センター方式の有効性を見るのに非常に有効的な項目だということは、だれが断言できるんですか。

○竹本学校教育課長 だから、学校としては教科センター方式ということに対して取り組んだアンケートではないのです。要は授業全体の授業づくりに対してだから保健とかその他の教科も入っているのですけど。ただ、こういうアンケートを通じる中で、子供たちが主要5教科を中心にどういう意識が芽生えているかという、例えば自主的に取り組むことができなかつたというのが、少しずつできるようになったと。あるいは、人の前で発言することができるようになったという行動の変化は、これで見られるのではないかなと。ただ、それがイコール教科センター方式の成果であるというつながりは到底はかれないから、基本的にこういうアンケートの中で想定されるものとしては、その波及効果としてこういったことにも出ているんだろうねと。

あるいはもう一つ、ブロック制というのを導入していますよね。ブロック制と教科センター方式の狭間に立っているのも現場の現状で、それらについても今回検証の中でも報告させているんですけど、ただ、1年目、2年目は、やっぱり御指摘のとおり現場も大変混乱をして、どちらを優先すべきかということについて大分議論をしたみたいです。ただ、それについて、本来の教科センター方式というのは、教科の特異性をいかに活かしていくかと、そのためには教員の質が上がらなきゃいけないし、それらの施設をどう利用すべきかということについて冷静に判断しなきゃいけないといったところに今たどり着いているというのが現状で、要するに当初の目的でスタートしたけど、目的どおりきちっとはいかなかったということも、きちっと検証の中で言われております。

○丹羽委員 私は何が言いたいかというと、この題名を決めていくときに、教科センター方式ということでとっているわけじゃないんだというのだったら、この題名は決まりませんよね。教科センター方式という項目を一言も入れられない。そのことを裏づける資料じゃないわけでしょう、これ。

○竹本学校教育課長 それだけに関してはです。ただ、文書全体としては……。

○丹羽委員 文書全体は、今吉田さんが言われるように、しっかり読ませてもらわないと内容は決められないというのと、それから、今課長が言われたように、教科センター方式なんて、自分の学級がなくなって、みんなが移動するようになったところで、そんならブロック制をやってみようかということが出てきた話で、教科センター方式とブロック制というのはこういう形のものではなくて、苦肉の策の中で、ホームルームがなくなっちゃった、じゃあ、もうこの際思い切って縦割りのブロック制にしてやろうかという経緯があると、私はずっと今まで見てきた中であるんですよ。ということは、ブロック制というのは、教科センター方式というハードをつくった流れの中で、一遍やってみようとした、必然的に生まれたものではないかもわからないけれども、校長先生を初めとして、先生たちが、二つの文化が合流したときに、これを何とか早いうちに融合させて、一つの新生大口中学校をやらないかんとするときのテクニックとして生まれたことだと思って、必然的に上がったもんかもわからないですけども。

だから、今の流れの中では、ハードが教科センター方式ができるようなハードになっているし、今実際教科センター方式をやっているわけですから、もう一回言いますけれども、やっぱり教科センター方式として何を求めようとして、ワーキンググループだとかどうのこうのをやってきたという項目を分けて、その予想された効果が出ているかどうかというアンケートとかいうことをやっていただかないと、学校としてはこういうやつをたまに1年間でやっておるんですか、ああ、いい資料をとっておるなでは、私は済まされないと思うんです。教育委員会と学校側とできちっと。それから、ワーキンググループとかでいろいろ考えて、大口町方式の教科センター方式をこれにしよう。そういうふうにしようとしたのは、未来にどんな効果が出ると思われてやられたんですかというのを、そのとおりになっていますか、なれません。なれないんだったら、子ども手当やめようかというのと一緒に、これはちょっと難しいからということで、変えていけないものと、タイムリーに時代とともに変えていくものをきちっと分けて、そのとおりになっていますか、なるのが難しいものならば変えましょうというものがあって、そのとおりにこういうアンケートをとっていただくと非常に効果的な裏づけのバックデータなると思うんだけど、学校は学校でこういうことを書かれて、題名決めてもらって、まず決めましょうかというのは、非常に難しいですよ。

○吉田委員 今の段階では。

○丹羽委員 このデータもそういう意味でとっていただければ、すごい苦勞してみえると思うんですけども、とっていただけるといいなと思ったんだけど。項目が、教科センター方式の望む効果として得られるものであるのかなあと行って、あると言われればそれで。

○吉田委員 例えば、1番目の毎時間の目標が意識できておるとか、2番の授業中でもっと知りたい、やってみたいという興味がわくとか、この辺は動機づけというか、効果を上げるために一番もとになる必要なところで、こういうところが向上しておるといのは、数値として実力テストや何かを他校と比べてやっておるわけじゃないもんでいかんですけども、効果は上がるだろうなというのは見られますね。

○竹本学校教育課長 今、御指摘いただいた教科センター方式そのものについて、アンケートというところなんですけど、我々も御指摘いただいた部分のところで、いろいろアンケートの下案もつくって学校とも調整している中で、要は学校現場が混乱されるという、この検証作業について、我々としての取り組みは、今委員さんがおっしゃっているように、もう少し的確にきちっと検証ができるということなんですけど、やっぱり教育という観点から、評価がなかなか難しいといったところで、こういう評価になっていることも事実でございますので、それをもって教育委員会の検証というのなかなか判断しにくいということの中で、とりあえず学校現場として、1年目、2年目、3年目として取り組み、なおかつそれに伴う教科センター方式についての考え方というのは、少しずつであるけど整理ができてきて、なおかつ本来の教科センター方式、ハードとしてのセンター方式の導入に対して、取り組みがやっと定着し始めているのかなというのが学校との話の中で感じられましたので、こういった文章として一応報告させていただいたというのが現状であります。

○吉田委員 前の全国統一テストがずっと続いておれば、一番よかったんですけどね。

○竹本学校教育課長 そういうことの御指摘で、ここは委員長さんお任せしますので。

○丹羽委員長 そうしましたら、この協議については、宿題で一度持って帰って見てください。表も、なかなかずっと見てずっとわかるような表ではなさそうなので、よく見ていただいて、22年度、23年度と比較していただいて、次回ということでもよろしいですか。

○竹本学校教育課長 結構ですよ。

○丹羽委員長 私も導入についてはわかるんだけど、検証については難しいような気がしますので。

じゃあ、この件につきましては、次回までにとということで、よろしく願いいたします。

次に移ってよろしいですか。

○吉田委員 これについては、読んでこっちに連絡すればいいですか。

○竹本学校教育課長 そうですね。御連絡いただいて、この部分はちょっとあれだよとか。

- 吉田委員 いいですか、次回で。それとも、早く言った方が。
- 竹本学校教育課長 次回で結構です。
- 吉田委員 忘れちゃいそうで、早く返事してもいいんですね。
- 竹本学校教育課長 よろしいです。
- 服部職務代理者 その返事というのは、これを読ませていただいて、自分なりに考えて、そして題名はこれがいいという、これは何番、まとめは何番という報告をするということですか。
- 竹本学校教育課長 そういう御意見でもよろしいですし。
- 吉田委員 こういうタイトルの方がいいんじゃないかという提案でもいいんじゃないですか。
- 丹羽委員 1回協議した方がいいんじゃないですか。
- 服部職務代理者 ごめんなさい、何かここから選んでくださいというのを……。
- 竹本学校教育課長 というより、この部分については、次回協議しましょう。今回出させていただいた文書を一度読んでいただいて、それについてのお考えは聞かせてください。
- それでいかがでしょうか。
- 丹羽委員長 それでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

- 丹羽委員長 前回は読ませていただいたんですけど、今回もよろしく願いいたします。
- 次に移ります。
- (5) その他について、ございますか。

- 竹本学校教育課長 1点だけ。
- 先ほど冒頭、教育長先生の方からありましたように、先回御出席いただきました学習要綱にのっとって、放射能の関連文書がつくということで、ただいま教員の研修等、計画させていただいておりますので、また準備ができ次第、御連絡させていただきます。
- 事務局は以上です。

◎日程第6 連絡事項

- 丹羽委員長 日程第6に移ります。
- 小島学校教育課補佐 日程の方は、また後でござんいただくということで、お手元に、教育委員さんの方に配付をしておりますけれども、1点お知らせということで、秋田・豊田地区の一部の字区域の変更の関係がござります。こちらの方、9月20日で、今ござんいただいている資料の下の方に、小さい地図で恐縮ですがけれども、替地一丁目とか、替地三丁目といった形で名称の方が変わります。

あと最後、こちらも教育委員さんの分だけなんですけれども、緊急連絡先一覧表というもの

と、後援名義の許可を受けた3団体の報告の方です。もう一つ、最後に冊子になりますけれども、「時報市町村教委」という冊子を配付をしてありますので、お願いいたします。以上です。

○丹羽委員長 よろしいですか。

次回の教育委員会は9月29日ということで、よろしくをお願いいたします。

あとはよろしいですか。

○近藤生涯教育部長 9月議会の教育委員さんの人事案件ですけど、服部さんが9月いっぱいでおやめになられるということで、今回人事案件として出させていただきます。お名前を中里みどり、余野六丁目在住の方です。吉田さんと、多分子供さん同士が同級生だということで、その方を人事案件として出させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それから、9月議会に、小学校の地デジ化に対して補正予算を上げさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それから、南小学校の建設工事ですけど、第1工区の方、校舎建設の方が1週間ほどおくれしております。屋内運動場の方が3日ほど前倒しという形になっておりますので、御報告いたします。

それから3点目ですけど、次回また御協議いただけたらと思います。教育委員会の開催場所を各学校に順番に持って行って、教育委員会定例会後、先生と懇談の場を持たらなと思っています。その後、給食をいただくということで、4校が順番で回れたらなと思っておりますので、日程等調整後、またお諮りいたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎日程第7 その他

○丹羽委員長 日程第7のその他については、よろしいですか。

すみません、時間がないんですが、少しくください。

小学校とか中学校の耐震も建て直しも、もう南小学校のみとなりました。それで、私、教育委員としては、大口図書館が蔵書がふやしたくてもふやせない。ふやしてはいるんですが、本の数がいっぱいという形で処分したりして、手狭になっているようです。それと、親子がゆったり過ごせるような図書館がいいなと思うものですから、協議をしていただきたいと思うのですが、いかがなものでしょうか。よろしいですか。

教育委員会としてという形で協議して、よろしくをお願いいたします。

それで、資料とかそういうのは事務局の方に、すみませんが、よろしくをお願いいたします。

○竹本学校教育課長 今後、図書館の協議をしていきたいということで、今皆さんで承認されたから、図書館として、今後協議していく上での資料の協力をお願いいたしますということで。

○丹羽委員長 はい、よろしく申し上げます。

今こんなような図書館になっているとか、今これだけ本があるとか。

○熊崎町立図書館長兼歴史民俗資料館長 要は、現状の図書館の資料ですね。年報でいいのかな、はい。

○丹羽委員長 はい、すみません。よろしく願いいたします。

あとよかったですでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○丹羽委員長 慎重な審議ありがとうございました。遅くなりましたが、御苦勞さまでございました。

(午前11時03分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

委 員 長

委 員